

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2026年6月30日時点	
～2026年6月29日	2026年6月30日～

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(ネットワーク)	Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(ネットワーク)														
別紙6 統合ネットワーク/関連サービス提供条件等 1 (略) 2 各メニュー等の提供条件等 (1) docomo business RINK セキュアドWAN A 提供条件等 (A) 用語の定義 <table><tr><th>用語</th><th>用語の意味</th></tr><tr><td>1～27 (略)</td><td>(略)</td></tr></table> (B) 共通的な提供条件 a～h (略) i 利用の制限 (a)～(b) (略)	用語	用語の意味	1～27 (略)	(略)	別紙6 統合ネットワーク/関連サービス提供条件等 1 (略) 2 各メニュー等の提供条件等 (1) docomo business RINK セキュアドWAN A 提供条件等 (A) 用語の定義 <table><tr><th>用語</th><th>用語の意味</th></tr><tr><td>1～27 (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>28 モバイルアクセスID</td><td>契約者が指定するアクセス回線（モバイルアクセスのものに限ります。）から構成されるグループを識別するためのID</td></tr><tr><td>29 SIMカード</td><td>当社が、契約者に貸与し、端末に挿入されて使用される場合において、当社又は当社以外のネットワークへのアクセス及び本メニューの使用が許可される加入者識別モジュール</td></tr><tr><td>30 移動無線装置</td><td>陸上（河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。）において使用されるアンテナ及び無線送受信装置</td></tr></table> (B) 共通的な提供条件 a～h (略) i 利用の制限 (a)～(b) (略) (c) 契約者は、移動無線装置に係る通信について、docomo business RINK セキュアドWAN提供区域内であっても、車両等の走行中の車内、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル又は山間部等電波の伝わりにくいところでは、通信の全部又は一部を利用することができないことがあります。通信速度が低下する場合に	用語	用語の意味	1～27 (略)	(略)	28 モバイルアクセスID	契約者が指定するアクセス回線（モバイルアクセスのものに限ります。）から構成されるグループを識別するためのID	29 SIMカード	当社が、契約者に貸与し、端末に挿入されて使用される場合において、当社又は当社以外のネットワークへのアクセス及び本メニューの使用が許可される加入者識別モジュール	30 移動無線装置	陸上（河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。）において使用されるアンテナ及び無線送受信装置
用語	用語の意味														
1～27 (略)	(略)														
用語	用語の意味														
1～27 (略)	(略)														
28 モバイルアクセスID	契約者が指定するアクセス回線（モバイルアクセスのものに限ります。）から構成されるグループを識別するためのID														
29 SIMカード	当社が、契約者に貸与し、端末に挿入されて使用される場合において、当社又は当社以外のネットワークへのアクセス及び本メニューの使用が許可される加入者識別モジュール														
30 移動無線装置	陸上（河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。）において使用されるアンテナ及び無線送受信装置														

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2026年6月30日時点	
～2026年6月29日	2026年6月30日～
(c) (略) (d) 当社は、docomo business RINK セキュアドWANのインターネット接続通信について、共通編第32条（契約者の義務）第1項第16号に定める行為を認知したときは、利用の公平性を確保するため、当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に定めるところにより、その通信を行うアクセス回線を検知し、そのアクセス回線の通信速度を制限します。 <u>ただし、次に掲げるアクセス回線から行う通信については、この限りではありません。</u> (i) <u>株式会社NTTドコモの5Gサービス契約約款に定める5Gサービスに係るもの</u> (ii) <u>NTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社のLAN型通信網サービス契約約款に定める第3種サービスに係るもの</u> (e)～(f) (略) j (略) k 契約者の義務 (a) 当社は、共通編第32条（契約者の義務）のほか、次に掲げる禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、契約者の義務違反があるものとして取り扱います。 (i)～(vi) (略) (b)～(g) (略) l～m (略) n 契約者氏名等の通知等 契約者は、当社からアクセス一括提供型に係るアクセス回線の提供を受ける場合は、あらかじめ次の事項に同意するものとします。	<u>ついても、同様とします。</u> (d) (略) (e) 当社は、docomo business RINK セキュアドWANの(C) (docomo business RINK セキュアドWANのメニュー等) に定めるメニューのうち、次に掲げるメニューについて、共通編第32条（契約者の義務）第1項第16号に定める行為を認知したときは、利用の公平性を確保するため、当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に定めるところにより、その通信を行うアクセス回線を検知し、そのアクセス回線の通信速度を制限します。 (i) <u>ベストエフォートIPoEアクセス</u> (ii) <u>モバイルアクセス</u> (f)～(g) (略) j (略) k 契約者の義務 (a) 当社は、共通編第32条（契約者の義務）のほか、次に掲げる禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、契約者の義務違反があるものとして取り扱います。 (i)～(vi) (略) (vii) <u>SIMカード等に登録されている電気通信番号その他の情報を読み出し、変更し、又は消去する行為（ただし、当社が認める場合はこの限りではありません。）。</u> (b)～(g) (略) l～m (略) n 契約者氏名等の通知等 契約者は、当社からアクセス一括提供型に係るアクセス回線の提供を受ける場合は、あらかじめ次の事項に同意するものとします。

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2026年6月30日時点	
～2026年6月29日	2026年6月30日～
(a) 提携事業者（NTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社に限ります。以下、(d)までにおいて同じとします。）から当社に請求があった場合に、当社が契約者の氏名又は名称及び住所又は居所を提携事業者へ通知する場合があること。 (b)～(d) （略） o～p （略） q 自営端末設備等の維持・切分 契約者は、アクセス一括提供型において、自営端末設備又は自営電気通信設備について、次のとおり取り扱うものとします。 (a) 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。 (b)～(d) （略） r～s （略）	(a) 提携事業者（NTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社又は株式会社NTTドコモに限ります。以下、(d)までにおいて同じとします。）から当社に請求があった場合に、当社が契約者の氏名又は名称及び住所又は居所を提携事業者へ通知する場合があること。 (b)～(d) （略） o～p （略） q 自営端末設備等の維持・切分 契約者は、アクセス一括提供型において、自営端末設備又は自営電気通信設備について、次のとおり取り扱うものとします。 (a) 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。また、契約者は、自営端末設備（移動無線装置に限りま す。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限りま す。）を、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう維持していただきます。 (b)～(d) （略） r～s （略） t 自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い アクセス一括提供型における自営端末設備（移動無線装置に限りま す。）に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、次のとおりとします。 (a) 契約者は、契約者回線に接続されている自営端末設備（移動無線装置に限りま す。以下t(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)及びu(自 営端末設備の電波法に基づく検査)において同じとします。）について、電波法 （昭和25年法律第131号）第72条第1項の規定に基づき、当社が、総務大臣か ら臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止 して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。 (b) 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法に基づく検査等を受け るものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾して いただきます。 (c) 前項の検査等の結果、自営端末設備が無線設備規則に適合していると認められ ないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずして いただきます。

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2026年6月30日時点	
～2026年6月29日	2026年6月30日～

t～u （略）

v （略）

- (C) docomo business RINK セキュアドWANのメニュー等
- a この別紙により提供するdocomo business RINK セキュアドWANのメニュー及びオプションは、次表のとおりとします。
- なお、オプションとは、docomo business RINK セキュアドWANの付加機能又はdocomo business RINK セキュアドWANに附帯するサービスをいいます。以下、この別紙6において同じとします。

メニュー及びオプション

【ルーター】 （略）

【ネットワーク】

ギランディアアクセス		メイン利用
IW回線		
ベストエフォートIPoEアクセス	標準	メイン利用

u 自営端末設備の電波法に基づく検査

アクセス一括提供型における自営端末設備について、t(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)に規定する検査のほか、自営端末設備の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、t(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)の(b)及び(c)の規定に準ずるものとします。

v～w （略）

x 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

アクセス一括提供型における自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、t(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)の規定に準ずるものとします。

y 自営電気通信設備の電波法に基づく検査

アクセス一括提供型における自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、u(自営端末設備の電波法に基づく検査)の規定に準ずるものとします。

z （略）

- (C) docomo business RINK セキュアドWANのメニュー等
- a この別紙により提供するdocomo business RINK セキュアドWANのメニュー及びオプションは、次表のとおりとします。
- なお、オプションとは、docomo business RINK セキュアドWANの付加機能又はdocomo business RINK セキュアドWANに附帯するサービスをいいます。以下、この別紙6において同じとします。

メニュー及びオプション

【ルーター】 （略）

【ネットワーク】

ギランディアアクセス		メイン利用
IW回線		
ベストエフォートIPoEアクセス	標準	メイン利用

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2026年6月30日時点	
～2026年6月29日	2026年6月30日～

光回線一括提供型		バックアップ利用
	ワイド	メイン利用
		バックアップ利用
ベストエフォートIPoEアクセス フレッツ回線別契約型	標準	メイン利用
		バックアップ利用
	ワイド	メイン利用
		バックアップ利用
ワイヤレスアクセス		メイン利用
		バックアップ利用

【その他】（略）

【オプション】

VPN接続
特定通信ブレイクアウト
ワイドプラス for Web会議
光回線24時間出張修理
VPN経路超過設定
ルーター経路超過設定
FIC接続
電話対応（チケット起票代行）
トラフィックレポート（フロー分析）
WANセキュリティ

b～c（略）

d ギャランティアアクセス、ベストエフォートIPoEアクセス[及び](#)ワイヤレスアクセスとは、それぞれ次の内容のメニューをいいます。

光回線一括提供型	ワイド	バックアップ利用
		メイン利用
		バックアップ利用
ベストエフォートIPoEアクセス フレッツ回線別契約型	標準	メイン利用
		バックアップ利用
	ワイド	メイン利用
		バックアップ利用
ワイヤレスアクセス		メイン利用
		バックアップ利用
モバイルアクセス		メイン利用

【その他】（略）

【オプション】

VPN接続
特定通信ブレイクアウト
ワイドプラス for Web会議
光回線24時間出張修理
VPN経路超過設定
ルーター経路超過設定
FIC接続
電話対応（チケット起票代行）
トラフィックレポート（フロー分析）
WANセキュリティ
容量シェア機能
容量追加機能
通信中断機能
移動無線装置販売

b～c（略）

d ギャランティアアクセス、ベストエフォートIPoEアクセス、[ワイヤレスアクセス](#)[及びモバイルアクセス](#)とは、それぞれ次の内容のメニューをいいます。

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2026年6月30日時点	
～2026年6月29日	2026年6月30日～
e～g （略）	【区分】 <u>モバイルアクセス</u> 【アクセス回線】 <u>株式会社NTTドコモの卸携帯電話サービス契約約款に規定する卸Xiサービス又は卸5Gサービス</u> 【アクセス契約形態】 <u>アクセス一括提供型</u> 【品質】 <u>ベストエフォート</u> e～g （略） <u>h モバイルアクセスには、次の提供条件があります。</u> <u>(a) 契約者はモバイルアクセスIDごとにdocomo business RINK セキュアドWANの利用構成（インターネット接続機能又は閉域網接続機能等の利用形態等とします。）を選択するものとし、その利用構成をそのモバイルアクセスIDを構成する全てのアクセス回線に適用します。</u> <u>(b) 当社は、モバイルアクセスIDの新設又は構成するアクセス回線の廃止等により、モバイルアクセスIDにアクセス回線の割り当てが無い状態となった日から起算して1年間経過した場合、そのモバイルアクセスIDを廃止する場合があります。</u> <u>(c) 当社は、次の場合には、その料金月におけるアクセス回線の利用を制限します。</u> <u>(i) (ii)又は(iii)以外のもの</u> <u>1の料金月の通信量の合計がそのコース区分に係る基本容量を超えた場合</u> <u>(ii) 容量シェア機能を利用するものであって、(iii)以外のもの</u> <u>容量シェアグループに属するアクセス回線の1の料金月における通信量及びそのコース区分に係る基本容量をそれぞれ合計し、その通信量の合計が基本容量の合計を超えた場合</u> <u>(iii) 容量シェア機能を利用するものであって、1の容量シェアグループに係る容量の合計が100テラバイトを超えるもの</u> <u>容量シェアグループに属するアクセス回線の1の料金月における通信量の合</u>

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2026年6月30日時点	
～2026年6月29日	2026年6月30日～
<u>h</u> (略) <u>i</u> 当社は、docomo business RINK セキュアドWANを利用する契約者全員に、アク	<u>計が100テラバイトを超えた場合</u> <u>(d)</u> 当社は、モバイルアクセスの提供条件を適用するにあたり、1,048,576バイトを1メガバイトとし、1,024メガバイトを1ギガバイトとし、1,024ギガバイトを1テラバイトとします。 <u>(e)</u> 契約者が、アクセス回線の全部又は一部を解約したとき又はその他SIMカードを使用しなくなったときは、そのSIMカードを当社へ速やかに返還していただきます。 <u>(f)</u> 当社は、当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に定めるところにより、モバイルアクセスにおいて使用する移動無線装置の販売等を行います。なお、docomo business RINK セキュアドWANの利用において当社が販売した移動無線装置を使用する場合の取扱いについては、お客さま自営ルーター等を使用する場合の取扱いに準ずるものとします。 <u>(g)</u> 当社は、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）に基づき、契約者（モバイルアクセスを利用して電気通信事業を営むMVNOである者に限ります。）の名称等を総務大臣に報告するものとします。また、契約者は、MVNOとしてモバイルアクセスを利用して電気通信事業を営む場合には、その事業の開始、事業内容の変更又は事業の休廃止にあたりあらかじめ当社が指定する方法により当社に通知する等、当社が総務大臣への報告を行う上で必要な協力をするものとします。 <u>(h)</u> モバイルアクセスについては、(B)（共通的な提供条件）に定める次の規定を適用しません。 <u>(i)</u> <u>c（アクセス回線の終端）</u> <u>(ii)</u> <u>d（アクセス回線の設置場所の提供等）</u> <u>(iii)</u> <u>e（アクセス回線の収容）</u> <u>i</u> (略) <u>j</u> 当社は、<u>当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に定めるところにより、</u>

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2026年6月30日時点

～2026年6月29日

2026年6月30日～

セス回線等に係る使用状況等の情報を提供するサービスとして、トラフィックレポート（総量表示）を提供します。この場合、トラフィックレポート（総量表示）の提供条件は、次のとおりとします。

(a)～(b) （略）

j VPN接続とは、その当社ルーター等又はお客さま自営ルーター等からの閉域網接続通信を可能とするオプションをいいます。

k （略）

l 特定通信ブレイクアウトとは、その当社ルーター等における通信経路選択において、特定の通信先に係る通信経路をデフォルトとは異なる通信経路とすることを可能とするオプションをいいます。

m～y （略）

z 契約者は、次の内容についてあらかじめ包括的に同意するものとします。

(a) 当社は、WANセキュリティ（脅威検知機能、フローコレクター機能、ふるまい検知機能及びセキュリティヘルプデスクとします。以下、このzにおいて同じとします。）の提供にあたり、契約者の通信に係るトラフィックデータ（IPアドレス、ポート番号、プロトコル及びアプリケーション層のデータ等をいいます。以下、このzにおいて同じとします。）の内容を取得・閲覧・分析し、契約者のご利用状況におけるセキュリティ課題解決に向けた提案等に利用すること。

(b) （略）

aa （略）

docomo business RINK セキュアドWANを利用する契約者全員に、アクセス回線等に係る使用状況等の情報を提供するサービスとして、トラフィックレポート（総量表示）を提供します。この場合、トラフィックレポート（総量表示）の提供条件は、次のとおりとします。

(a)～(b) （略）

k VPN接続とは、閉域網接続通信を可能とするオプションをいいます。

l （略）

m 特定通信ブレイクアウトとは、その当社ルーター等における通信経路選択において、特定の通信先に係る通信経路をデフォルトとは異なる通信経路とすることを可能とするオプションをいいます。ただし、モバイルアクセスの利用に係る場合は、ネットワークにおける通信経路選択において、特定の通信先に係る通信経路をデフォルトとは異なる通信経路とすることを可能とするオプションとします。

n～z （略）

aa 契約者は、次の内容についてあらかじめ包括的に同意するものとします。

(a) 当社は、WANセキュリティ（脅威検知機能、フローコレクター機能、ふるまい検知機能及びセキュリティヘルプデスクとします。以下、このaaにおいて同じとします。）の提供にあたり、契約者の通信に係るトラフィックデータ（IPアドレス、ポート番号、プロトコル及びアプリケーション層のデータ等をいいます。以下、このaaにおいて同じとします。）の内容を取得・閲覧・分析し、契約者のご利用状況におけるセキュリティ課題解決に向けた提案等に利用すること。

(b) （略）

ab （略）

ac 容量シェア機能とは、モバイルアクセスにおいて、アクセス回線の基本容量を合算して適用する容量シェアグループを設定するオプションをいいます。

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2026年6月30日時点	
～2026年6月29日	2026年6月30日～
	<u>ad 容量シェア機能には、次の提供条件があります。</u> <u>(a) 1のモバイルアクセスIDに設定できる容量シェアグループの数を最大1までとします。</u> <u>(b) 1の容量シェアグループを構成するアクセス回線の数、30,000を上限とします。この場合において、異なるモバイルアクセスIDに属するアクセス回線を同一の容量シェアグループに含むことはできません。</u> <u>(c) 当社は、契約者から容量シェアグループを構成するアクセス回線の追加又は除外の申出があったときは、次のとおり適用します。</u> <u>追加：当社が、その申込を承諾したときから適用します。</u> <u>除外：当社が、その申込を承諾した翌料金月の初日から適用します。</u> <u>(d) 当社は、容量シェアグループを構成するアクセス回線の解除があったときは、直ちにそのアクセス回線を容量シェアグループから除外し、そのアクセス回線の基本容量を当該解除がなされた翌料金月に容量シェアグループの基本容量の合計から除外するものとします。</u> <u>また、この場合において、当該解除がなされたアクセス回線のその料金月の通信量は、当該解除がなされた料金月のその容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。</u> <u>ae 容量追加機能とは、モバイルアクセスにおいて、アクセス回線の基本容量に容量を追加して総量規制値を変更するオプションをいいます。</u> <u>af 容量追加機能には、次の提供条件があります。</u> <u>(a) 基本容量の追加は、1の料金月において100ギガバイトまで行うことができます。</u> <u>(b) 1のアクセス回線が利用制限後であっても、そのアクセス回線への基本容量の追加があり利用制限の条件を満たさなくなった場合は、そのことを当社が確認したときから、利用制限を解除します。</u> <u>(c) 1の容量シェアグループに係る全てのアクセス回線が利用制限後であっても、その容量シェアグループに係るいずれかのアクセス回線への基本容量の追加があり利用制限の条件を満たさなくなった場合は、そのことを当社が確認したときから、その容量シェアグループに係る全てのアクセス回線の利用制限を解除します。この場合、容量シェアグループに係るアクセス回線への基本容量の追加</u>

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2026年6月30日時点	
～2026年6月29日	2026年6月30日～
ab (C) (docomo business RINK セキュアドWANのメニュー等) に定めるほか、帯域、アクセス回線の品目、当社ルーター等の機種、メニュー若しくはオプションごとの利用内容の変更可否又はその他の細目については、当社のサービスサイト (http://sdpf.ntt.com/) に定めるところによります。 ac (略) B 料金算定方法等 (A) 利用料金 当社は、docomo business RINK セキュアドWANについて、次のとおり利用料金を適用します。 a (略) b 当社が設定するdocomo business RINK セキュアドWANの利用料金は、次のとおりとします。 (a) ルーター利用料 (b) ネットワーク利用料 (c) VPN接続利用料 (d) 特定通信ブレイクアウト利用料 (e) ワイドプラス for Web会議利用料 (f) 光回線24時間出張修理利用料 (g) VPN経路超過設定利用料 (h) ルーター経路超過設定利用料	による利用制限解除の効果は、100テラバイトを上限とします。 (d) 当社は、基本容量の追加を、その申込のあった料金月に限り適用し、1の料金月における基本容量に達していない場合であっても、基本容量追加の残量を翌料金月には追加しません。 (e) 当社は、1の料金月における実際の通信量にかかわらず、この機能により申込みされた基本容量に応じた付加機能利用料を適用します。 ag 通信中断機能とは、モバイルアクセスにおいて、契約者がアクセス回線の通信可否を制御するオプションをいいます。 ah (C) (docomo business RINK セキュアドWANのメニュー等) に定めるほか、帯域、アクセス回線の品目若しくは方式、料金プラン若しくは料金コース、当社ルーター等の機種、メニュー若しくはオプションごとの利用内容の変更可否又はその他の細目については、当社のサービスサイト (https://sdpf.ntt.com/) に定めるところによります。 ai (略) B 料金算定方法等 (A) 利用料金 当社は、docomo business RINK セキュアドWANについて、次のとおり利用料金を適用します。 a (略) b 当社が設定するdocomo business RINK セキュアドWANの利用料金は、次のとおりとします。 (a) ルーター利用料 (b) ネットワーク利用料 (c) VPN接続利用料 (d) 特定通信ブレイクアウト利用料 (e) ワイドプラス for Web会議利用料 (f) 光回線24時間出張修理利用料 (g) VPN経路超過設定利用料 (h) ルーター経路超過設定利用料

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2026年6月30日時点	
～2026年6月29日	2026年6月30日～
(i) 電話対応（チケット起票代行）利用料 (j) トラフィックレポート（フロー分析）利用料 (k) WANセキュリティ 脅威検知利用料 (l) WANセキュリティ フローコレクター利用料（基本額及び加算額） (m) WANセキュリティ ふるまい検知利用料 (n) WANセキュリティ セキュリティヘルプデスク利用料 (o) ブロードバンドユニバーサルサービス料 c～d （略） e 1のテナントにおける利用料金は、共通編料金表第1表（利用料金の適用等）の1の表に定める「従量上限（メニュー等の変更あり）」の場合の算定方法に基づき、そのテナントに属するリソースごとのメニュー等の態様に応じて適用します。 ただし、次に掲げる利用料金については、この限りではありません。 (a) 電話対応（チケット起票代行）利用料 (b) トラフィックレポート（フロー分析）利用料 (c) WANセキュリティ フローコレクター利用料の加算額 (d) WANセキュリティ ふるまい検知利用料 (e) WANセキュリティ セキュリティヘルプデスク利用料 (f) ブロードバンドユニバーサルサービス料 f （略）	(i) 電話対応（チケット起票代行）利用料 (j) トラフィックレポート（フロー分析）利用料 (k) WANセキュリティ 脅威検知利用料 (l) WANセキュリティ フローコレクター利用料（基本額及び加算額） (m) WANセキュリティ ふるまい検知利用料 (n) WANセキュリティ セキュリティヘルプデスク利用料 (o) 容量追加機能利用料 (p) ブロードバンドユニバーサルサービス料 c～d （略） e 1のテナントにおける利用料金は、共通編料金表第1表（利用料金の適用等）の1の表に定める「従量上限（メニュー等の変更あり）」の場合の算定方法に基づき、そのテナントに属するリソースごとのメニュー等の態様に応じて適用します。 ただし、次に掲げる利用料金については、この限りではありません。 (a) ネットワーク利用料（モバイルアクセスを利用するものに限ります。） (b) VPN接続利用料（モバイルアクセスにおいて利用する場合に限ります。） (c) 特定通信ブレイクアウト利用料（モバイルアクセスにおいて利用する場合に限ります。） (d) 電話対応（チケット起票代行）利用料 (e) トラフィックレポート（フロー分析）利用料 (f) WANセキュリティ フローコレクター利用料の加算額 (g) WANセキュリティ ふるまい検知利用料 (h) WANセキュリティ セキュリティヘルプデスク利用料 (i) 容量追加機能利用料 (j) ブロードバンドユニバーサルサービス料 f （略） g 1のテナントにおける利用料金（ネットワーク利用料（モバイルアクセスを利用するものに限ります。）に限ります。）は、共通編料金表第1表に定める「月額固定」とします。 h 1のテナントにおける利用料金（VPN接続利用料（モバイルアクセスにおいて利用する場合に限ります。）に限ります。）は、共通編料金表第1表に定める「月額固定」

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2026年6月30日時点	
～2026年6月29日	2026年6月30日～
<u>g</u>～<u>h</u> （略） <u>i</u> <u>h</u>の場合においてプランの変更があったときは、当社は、現に利用中のプランにかかわらず、その料金月で利用のあったプランのうち最も高額なプランの月額料金を適用します。 <u>j</u>～<u>l</u> （略） <u>m</u> 1のテナントにおけるブロードバンドユニバーサルサービス料は、そのテナントに属するベストエフォートIPoEアクセス 光回線一括提供型を対象として、その料金月の末日における当該アクセス回線の数に応じて適用します。 <u>n</u>～<u>o</u> （略） (B) 手続きに関する料金（手数料） 当社は、docomo business RINK セキュアドWANについて、次のとおり手数料を適用します。 a （略） b 当社が設定するdocomo business RINK セキュアドWANの手数料は、次のとお	<u>とします。ただし、1の料金月において利用開始と利用廃止の複数回の実施によってVPN接続の利用期間が複数回に分断される場合であっても、分断された回数によらず、その料金月に係る1カ月分の月額固定料金を適用します。</u> <u>i</u> 1のテナントにおける利用料金（特定通信ブレイクアウト利用料（モバイルアクセスにおいて利用する場合に限ります。）に限ります。）は、共通編料金表第1表に定める「月額固定」とします。ただし、1の料金月において利用開始と利用廃止の複数回の実施によって、特定通信ブレイクアウトの利用期間が複数回に分断される場合であっても、分断された回数によらず、その料金月に係る1カ月分の月額固定料金を適用します。 <u>j</u>～<u>k</u> （略） <u>l</u> <u>k</u>の場合においてプランの変更があったときは、当社は、現に利用中のプランにかかわらず、その料金月で利用のあったプランのうち最も高額なプランの月額料金を適用します。 <u>m</u>～<u>o</u> （略） <u>p</u> 1のテナントにおける利用料金（容量追加機能利用料に限ります。）は、追加する容量に応じて適用します。 <u>q</u> 1のテナントにおけるブロードバンドユニバーサルサービス料は、そのテナントに属するベストエフォートIPoEアクセス 光回線一括提供型<u>及びモバイルアクセス</u>を対象として、その料金月の末日における当該アクセス回線の数に応じて適用します。 <u>r</u>～<u>s</u> （略） (B) 手続きに関する料金（手数料） 当社は、docomo business RINK セキュアドWANについて、次のとおり手数料を適用します。 a （略） b 当社が設定するdocomo business RINK セキュアドWANの手数料は、次のとお

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2026年6月30日時点	
～2026年6月29日	2026年6月30日～
りとします。 (a) 工事キャンセル手数料 (b) オーダー内容修正手数料 (c) 転用手数料 c～e (略) (C) 工事に関する費用（工事費） 当社は、docomo business RINK セキュアドWANについて、次のとおり工事費を適用します。 a (略) b 当社が設定するdocomo business RINK セキュアドWANの手数料は、次のとおりとします。 (a) ルーターキッティング・配送費 (b) アクセス回線工事費 (c) ルーター等オンサイト工事費 (d) 構内ルート調査費 (e) 配線ルート構築工事費 (f) 工事結果報告費 (g) 訪問時刻指定費 (h) 加光充当工事費 (i) 工事統制費 c～j (略) (2)～(3) (略)	りとします。 (a) 工事キャンセル手数料 (b) オーダー内容修正手数料 (c) 転用手数料 (d) SIMカード再発行手数料 (e) 端末補修・修理費 c～e (略) f SIM再発行手数料は、SIMカードを再発行する際に適用します。 g 端末補修・修理費は、モバイルアクセスに係る移動無線装置の修理等を実施する際に適用します。 (C) 工事に関する費用（工事費） 当社は、docomo business RINK セキュアドWANについて、次のとおり工事費を適用します。 a (略) b 当社が設定するdocomo business RINK セキュアドWANの手数料は、次のとおりとします。 (a) ルーターキッティング・配送費 (b) アクセス回線工事費 (c) ルーター等オンサイト工事費 (d) 構内ルート調査費 (e) 配線ルート構築工事費 (f) 工事結果報告費 (g) 訪問時刻指定費 (h) 加光充当工事費 (i) 工事統制費 (j) 設備新設工事費 c～j (略) (2)～(3) (略)

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2026年6月30日時点	
～2026年6月29日	2026年6月30日～
別添 1 ～ 2 （略）	別添 1 ～ 2 （略）